

第4章

計画の内容



基本目標 I

男女共同参画の意識づくり

施策 1 男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画を、すべての人が自らのこととして共感し進めていくことができるように、男女共同参画を推進する意義や目的について理解を広げます。

取組項目	担当課
<p>1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発</p> <p>男女共同参画社会の形成にあたっての前提である人権尊重の理念に基づき、すべての人が自分自身を大切にできる生き方ができるよう、また、性別、年齢、障害の有無、性的少数者※であるかないか、国籍等によって、困難な状況に置かれることのないよう、理解を深めるための意識の啓発を進めます。</p>	女性センター 総務人権推進課 高齢者福祉課 こども支援課 障害者福祉課 生涯学習スポーツ課
<p>2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援</p> <p>男女共同参画に関する図書や資料を収集し提供します。男女共同参画の視点を取り入れた講座や展示の開催により、男女共同参画意識の普及啓発を進めます。また、市民の自主的な学びを支援します。</p>	女性センター 市民センター 図書館

施策2 性別による固定的役割分担意識の解消

一人ひとりの多様な個性や能力を発揮する機会を妨げることがないように、性別による固定的な役割分担意識の解消を進めます。

取組項目	担当課
<p>3 制度や慣行の見直しの促進</p> <p>それぞれの目的や経緯があつてつくられてきた制度や慣行であっても、男女が置かれている立場の違いから結果的に男女平等を阻害しているものについては、見直しの必要性を啓発し促進します。</p>	女性センター
<p>4 学校における男女平等教育の充実</p> <p>小中学校においては、男女混合名簿を継続し、男女共同参画の視点を入れた教材の選定に努めるとともに、無意識にジェンダーにとらわれた指導をすることのないように、教職員及び保護者の意識の向上を図ります。</p>	学校教育課
<p>5 メディア・リテラシー※向上のための情報提供</p> <p>インターネットの適正な利用方法を理解するとともに、氾濫する情報に潜む性別による固定的な役割分担や差別的取扱い、DVやセクハラなどを助長、または連想させる表現や内容に対し、疑問を持つことができる視点が備わるよう、情報提供等啓発を行います。</p>	女性センター 学校教育課 教育センター
<p>6 市が発信する情報における表現の配慮</p> <p>市の広報やホームページなど市民に発信する情報が、性別による固定的な役割分担意識を助長することがないよう表現に配慮するとともに、常に男女共同参画の視点で内容を確認します。</p>	女性センター 市政情報課

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの推進

施策3から施策8（取組項目7から取組項目22）までは、「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」にあたります。

施策3 女性活躍推進法の普及啓発

自らの意志によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては男女がともに多様な生き方を選択できる豊かで活力あふれる社会の実現を目的とした女性活躍推進法を普及し、法に基づく取組の重要性を啓発します。

取組項目	担当課
7 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進 企業の事業主行動計画に沿った取組を促進するとともに、計画の策定が義務付けられていない中小企業に対しても、本法律の基本的な考え方について情報提供し、法の目的を達成するための取組を促します。	女性センター



施策4 長時間労働の見直し

男女とも地域や家庭と両立しながら職場で能力を発揮できるようにするため、これまでの男性中心型の労働慣行を見直し、家庭や地域における活躍を困難にする長時間労働の解消を進めます。

取組項目	担当課
<p>8 ワーク・ライフ・バランスの理解と実践の促進</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進が、男女があらゆる場面で活躍するために必要であると同時に企業にとっても重要な経営戦略であることを、広く啓発し実践するよう促します。</p>	女性センター
<p>9 働き方改革に関する情報提供</p> <p>長時間労働や休暇がとれない働き方が及ぼす働く人や企業へのリスク、長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進に成功している企業の好事例等について情報提供します。</p>	女性センター



施策5 さまざまな働き方の普及

一人ひとりの事情や仕事の内容に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、さまざまな働き方に関する情報を提供するとともに、企業に向けて多様な働き方の環境整備を促します。また、女性の起業に向けた支援を強化します。

取組項目	担当課
<p>10 多様な働き方を可能にする環境整備</p> <p>場所の制約を受けない勤務形態、在宅勤務、フレックスタイム制度の導入、企業内保育など職場環境の整備等、働く者のライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進します。</p>	<p>女性センター</p>
<p>11 女性の起業に向けた支援</p> <p>起業に係る女性特有の課題を踏まえ、起業のノウハウを学ぶセミナーや情報交換できるイベントを開催するとともに、女性に有利な融資制度等について情報を収集し提供します。また、本格的な起業に備え、複数の起業者で市内の空き店舗等を活用できる仕組等を整備します。さらに、県、農業協同組合等、関係機関との連携により、女性の農業の担い手の育成・支援及び第6次産業の取組支援を進めます。</p>	<p>女性センター 産業振興課</p>

施策6 就業の平等を実現するための支援

女性の平均賃金が男性の平均賃金の半分に過ぎない現状を改善するために、そうした現状や賃金格差をもたらす仕組みについて周知を図り、関係機関や企業にその要因を取り除くための働きかけをします。

取組項目	担当課
<p>12 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実</p> <p>小中学校のキャリア教育及び進路に関する助言をする際は、性別によって職業や生き方が制限されないように配慮するとともに、一人ひとりの可能性を的確に把握し能力を伸ばすことができるような学習の機会を提供します。</p>	女性センター 学校教育課
<p>13 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進</p> <p>就業の平等を実現するために、積極的な女性の採用・登用・育成及び長期的な女性の活躍を視野にワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援し、男女間格差の是正を促進します。</p>	女性センター 産業振興課

取組項目	担当課
<p>14 職場におけるハラスメント防止対策の促進</p> <p>働く女性の約6割が離職する原因のひとつである妊娠・出産・子育て中の女性に対するマタニティ・ハラスメント※、性別役割分担意識や女性差別意識に基づくセクシュアル・ハラスメント※及び職場の上下関係を不当に利用したパワー・ハラスメント※等に関する訴訟の実例を交えた啓発等により、企業のハラスメント防止対策を促進します。</p> <p>15 再就職に向けた支援</p> <p>再就職を希望する女性に対しては、ハローワークや商工会、企業と連携し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業についての情報提供をするほか、企業との面接会を開催しマッチングに向けた支援を行います。また、県と連携しキャリアブランクに配慮した女性向けの再就職準備セミナーを開催します。</p> <p>16 公共調達※における女性活躍推進取組の反映</p> <p>価格以外の要素を評価する調達を行う際には、女性活躍推進への積極的な取組も含む広い視野での公共調達のあり方を検討します。</p>	<p>女性センター</p> <p>女性センター 産業振興課</p> <p>秘書政策課 財政課</p>

施策7 子育て家庭への支援

男女とも地域や家庭と両立しながら職場で能力を発揮できるようにするため、これまでの男性中心型の労働慣行を見直し、家庭や地域における活躍を困難にする長時間労働の解消を進めます。

取組項目	担当課
<p>17 子育て情報・相談窓口の充実</p> <p>子育てについて気軽に相談できる窓口と家庭訪問事業を充実するとともに、子育てガイドブックの発行などにより、子育て家庭への情報提供を進めます。</p>	こども支援課
<p>18 多様な保育環境の整備</p> <p>多様な保育ニーズに対応するため、時間外保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。また、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育の促進を図ります。</p>	こども支援課
<p>19 地域における子育て環境の整備</p> <p>ファミリー・サポート・センターなどの子育て活動を支援するとともに、つどいの広場など親子が地域で気軽につどい交流できる場を整えます。</p>	こども支援課

施策8 介護が必要な家庭への支援

家族の介護負担を軽減するための相談体制とサービスの充実を図るとともに、地域で自分らしい暮らしを続けることができるシステムの構築を進めます。また、男女とも家族の介護をしながら働き続けることができるよう、企業に向けて介護休暇を安心して利用できる環境整備を促進します。

取組項目	担当課
<p>20 相談体制と介護サービスの充実</p> <p>高齢者に関しては地域包括支援センターを、障害がある人に関しては障害者基幹相談支援センターを中心に、相談体制の充実と強化を図ります。施設での介護が必要な方には施設で、在宅であれば可能な限り在宅に必要なサービスが受けられるようサービスの量と質の向上を図ります。</p>	<p>高齢者福祉課 障害者福祉課</p>
<p>21 地域で支える体制の整備とシステムの構築</p> <p>介護を要する高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、在宅医療と介護サービスが一体的に受けられる地域包括ケアシステムを構築します。行政、家族、事業者、ボランティア、自治会や地域支え合い協議会等地域の団体との連携・協力により、高齢や障害により介護を要する当事者や家族を地域で支える体制づくりを進めます。</p>	<p>地域活動推進課 高齢者福祉課 障害者福祉課 健康増進課</p>
<p>22 介護休業制度の周知と利用の促進</p> <p>男女ともに家族の介護をしながら働き続けることができるよう、介護休業等の制度を周知し積極的な活用を働きかけるとともに、企業に向けては制度を利用しやすい職場環境の整備を促進します。</p>	<p>女性センター 人事課</p>

施策9 男性の家事・育児・介護への参画支援

男女とも仕事と家庭の両立を推進するために、現在もなお女性に偏っている家事・育児・介護等の責任と負担を、性別にかかわらず分担できるよう、これまで関わりが薄かった男性が参画できるよう環境整備を推進します。

取組項目	担当課
23 男性が参画しやすい環境の整備 あらゆる場面において男性が家庭責任を担うこと、また、それを理由として不利益を被ることがないよう、家庭・地域・職場での性別による役割分担意識の解消を啓発します。	女性センター こども支援課 保健センター
24 生活能力を養う教育の推進 性別にかかわらず健康で安全な生活を営む資質と能力を身につけるために、生活を営むために必要となる知識や技術を習得する機会を提供します。また、学校や地域での体験・交流活動の場を充実するとともに、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。	学校教育課 生涯学習スポーツ課



施策10 地域活動への参画促進

我が国が急速かつ大幅な人口減少という厳しい局面を迎える中、鶴ヶ島市を活力に満ちたまちにするために、性別にかかわらず誰もが気軽に地域の活動に参加し、仲間をつくり、多様な人が活躍しながら地域の課題を解決できる仕組づくりに努めます。

取組項目	担当課
<p>25 地域活動に関する情報の発信</p> <p>地域の多様な人が課題を共有し活動に参加できるよう、地域活動を推進するための学習会やシンポジウムを開催するとともに、市民の活動を発信する機会を設けるなど地域活動の情報共有を図ります。</p>	地域活動推進課
<p>26 男女共同参画の視点からの地域コミュニティ活動の支援</p> <p>防犯、防災、子育て、高齢化など、様々な地域課題の解決につながるよう、多様な主体による連携・協働を促進するためのコーディネート機能を強化するとともに、地域の活動における性別による役割の固定化を解消し、方針決定過程における女性の参画を支援します。</p>	地域活動推進課 市民センター



基本目標Ⅲ

すこやかで安心できる
安全な暮らしの実現

施策11から施策14（取組項目27から取組項目38）までは、「鶴ヶ島市DV対策基本計画」にあたります。

施策11 DVに関する正しい理解の普及

言葉の知名度に対して行為の特質への理解が十分とはいえない「ドメスティック・バイオレンス」、「ストーカー」について、その背景にある問題も含めて理解の促進を図ります。

取組項目	担当課
<p>27 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底</p> <p>かつては家庭内の個人的な問題とみなされていた配偶者間の暴力は、社会的・経済的に弱い立場に置かれた女性を軽んじ男性を優位とする社会構造が生んだ人権侵害であり、犯罪であることを周知し、被害の潜在化と深刻化を防ぎます。</p>	女性センター
<p>28 若年層へのDV予防啓発の推進</p> <p>デートDV※やストーカーの被害者にも加害者にもならないために、どのような行為がそれにあたるのかを啓発するとともに、そうした行為が愛情であるかのような誤解を与えるメディア等の情報に注意を払うこと、インターネットの危険性と適切な利用についての啓発を推進します。</p>	女性センター 学校教育課

施策12 相談機能の充実

配偶者暴力相談支援センターの設置を視野に入れ、関連する部署との連携を強化するとともに、相談者に寄り添い適切に対応できる相談員を配置することにより、相談機能の充実を図ります。

取組項目	担当課
<p>29 相談窓口の周知</p> <p>潜在する被害者に必要な情報が届くよう、市の広報やホームページに掲載するほか、公共施設をはじめとした女性が足を運びやすい店舗等へチラシやカードを設置し、「女性のための相談室」等相談窓口を周知します。また、障害のある人や外国人等情報弱者にあたる人にも情報が届くよう配慮します。</p>	<p>女性センター 市政情報課</p>
<p>30 被害者の早期発見と被害の未然防止に向けた取組の充実</p> <p>DV被害者を早期発見し被害の深刻化を防ぐために、各相談業務だけでなく、すべての業務において確認した事象を発見の糸口とできるよう、職員のDVに関する理解を深めるとともに、関連部署との連携を強化します。</p>	<p>女性センター 総務人権推進課 地域活動推進課 福祉政策課 こども支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 保健センター 学校教育課 教育センター</p>
<p>31 相談員及び担当職員の人材育成と資質の向上</p> <p>相談員や相談事業に携わる担当職員が被害者に二次被害を与えないよう、関連の研修への参加等により、被害者が置かれている不利な立場について理解するとともに、必要な支援につなげることができる資質の向上を図ります。</p>	

施策13 被害者の安全確保と自立支援

深刻なDVを受けている被害者の救済に際しては、被害者と同行者の安全で迅速な避難に伴う支援や、その後の心身の回復と自立に向けた精神的、経済的なきめ細やかなケアの実施など、被害者の状況や意思に配慮しながら、継続的に必要な支援を行います。

取組項目	担当課
<p>32 被害者の安全確保の徹底</p> <p>DV加害者から避難している被害者及び同行者の安全を確保するために、関係部署との連携を強化し被害者情報の保護を徹底します。また、警察や県の婦人相談センターと連携しながら被害者の迅速な保護を行うとともに、被害者の状況に応じて活用する市の緊急避難支援を継続します。</p>	<p>女性センター 市民課 福祉政策課 こども支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 保健センター 学校教育課 教育センター</p>
<p>33 被害者ケアの充実</p> <p>DV被害者の中には、繰り返される暴力により心身の不調を抱えて苦しむケースも多いため、医療機関との連携・協力を得ながら、中長期にわたるカウンセリングの実施等により被害者のケアを図ります。また、県及び近隣自治体と連携し被害者とその子どもを対象とした心理プログラムによるケアを行います。</p>	<p>女性センター こども支援課</p>
<p>34 被害者の自立に向けた支援の充実</p> <p>被害者が安心して安全な自立した生活を送ることができるように、住宅の確保、医療や年金の保険手続、住民基本台帳の閲覧等制限、同伴の子どもの就学等各種手続きや利用できる制度について、情報提供や助言、必要に応じて同行支援を行います。</p>	<p>女性センター 市民課 福祉政策課 こども支援課</p>

施策14 関係機関との連携

被害の早期発見や深刻化を防ぐための対応、安全の確保や的確な避難の実施、その後の自立に向けた経済的・精神的なケアなどのDV被害者支援は、関係機関の連携が不可欠であることから、配偶者暴力相談支援センターの設置を視野に入れて、これまでの連携体制の強化を図ります。

取組項目	担当課
<p>35 庁内における連携体制の充実</p> <p>DV被害者の置かれている状況に応じて、住民情報や税情報を扱う部署、福祉サービスを提供する部署及び学校等との連携を深めることが重要であるため、定期的な連絡会議の開催と、職員の異動にも配慮したマニュアルの作成により体制の充実を図ります。</p>	<p>女性センター</p>
<p>36 県の婦人相談センターや警察等との連携強化</p> <p>深刻なDV被害者の避難及び保護に際しては、事態の悪化を回避し被害者の安全を確保するために、県の婦人相談センター及び警察と連携を密にとりながら対応します。また、DV等による被害を発見しやすい立場にある医療機関とも連携できるよう、関係機関と定期的に連絡会議を開催するなどして連携体制を強化します。</p>	<p>女性センター こども支援課</p>
<p>37 NPOや民間支援団体との連携</p> <p>被害者の状況や希望する支援の内容により、民間のシェルターやNPO団体を活用することが適切で効果があると見込まれる場合もあるため、さまざまなNPOや民間支援団体について日常的に情報を収集し連携を図ります。</p>	<p>女性センター こども支援課</p>
<p>38 子ども、高齢者、障害者、外国人等への支援</p> <p>女性は、子どもであること、高齢であること、障害をもつこと、民族や国籍が異なることなどで、DVを含めた暴力被害をより受けやすく、被害者になった場合は相談がしにくい状況に置かれていることに留意し、日頃から支援に備えて関係部署との連携を図ります。</p>	<p>女性センター 地域活動推進課 こども支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課</p>

施策15 困難を抱えた女性への支援

貧困、高齢、障害、民族や国籍の違いなどに加えて、女性であることでさらに複合的な困難に置かれる場合が多いことに留意し、男女共同参画の視点から問題の所在を明らかにし、中長期的な視野に立った支援を行います。

取組項目	担当課
<p>39 シングルマザーへの支援</p> <p>母子家庭となりキャリアブランクのある女性が、子どもを育て生活を支えることとなった場合、複数の仕事を掛け持ちすることにより心身の不調に見舞われ貧困に陥りやすいこと、偏見から孤立に追い込まれ支援を求めにくいことなどに配慮し、相談しやすい環境整備と各種制度の利用に向けた情報提供を充実します。また、自立・就労に向けて支援します。</p>	<p>女性センター 福祉政策課 こども支援課 産業振興課</p>
<p>40 高齢であることで困難な状況に置かれている女性への支援</p> <p>夫を亡くし年金の減額等から困窮状態に追い込まれるケース、加齢により家事等の役割を担えなくなったことで家族から虐待を受けるケースなど、高齢女性が困難な状況に陥りやすいことに配慮し、生活への適切な支援を行います。</p>	<p>高齢者福祉課</p>

取組項目	担当課
<p>41 障害があることで困難な状況に置かれている女性への支援</p> <p>障害があることに加えて女性であることで、男性障害者に比べて社会的・経済的活動の参画率が非常に低いこと、障害者差別に基づく性と生殖の否定、障害につけこんだ性虐待を受けやすい実態等に配慮し、解消に向けた啓発や相談機能の充実など支援を拡大します。</p> <p>42 外国人であることで困難な状況に置かれている女性への支援</p> <p>外国人が、言語の違い、文化・価値観の違いなどから、地域での差別や孤立に追い込まれがちであることに加え、女性であることで経済的な格差を背景としたDVや性的搾取の被害者となるケースが多いことに配慮し、民族や国籍の違いに基づく偏見や差別を解消するための人権教育を徹底するとともに、関係団体・機関との連携による相談・支援体制を充実します。</p>	<p>女性センター 障害者福祉課</p> <p>女性センター 総務人権推進課 地域活動推進課 学校教育課</p>

施策16 生涯を通じた女性の健康支援

性別にかかわらず、生涯にわたり主体的に選択・行動し健康を享受するために、心身に関する正確な知識と情報を提供するとともに、ライフステージに応じた健（検）診等で疾病予防対策を充実します。また、多様な性のあり方を理解し尊重し合うことの重要性や、妊娠・出産の可能性のある女性にとり重要な権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について、啓発を推進します。

取組項目	担当課
<p>43 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進</p> <p>自分を大切にし、相手を尊重した性教育を行います。特に妊娠・出産が、女性のライフ・プランに大きく影響することを踏まえ、性感染症や避妊など、性に関する正確な知識を伝えます。また、性の多様性に配慮した人権教育により、性的少数者や自分の性に違和感を持つ人への差別や偏見の解消を進めます。</p>	<p>女性センター 保健センター 学校教育課</p>
<p>44 思春期の心と身体健康支援</p> <p>居場所のない少女がJKビジネス※等につながりやすいこと、20歳未満の望まない妊娠や性感染症が増加していること、若い女性に摂食障害やリストカットを繰り返すケースが多いことなどを重く捉え、地域に若い女性が悩みを相談できる安全な居場所づくりを進めるとともに、自己肯定感を高める取組を拡充します。</p>	<p>女性センター 地域活動推進課 保健センター 教育センター</p>

取組項目	担当課
45 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備 母子の健康を確保するための妊婦健診を充実するとともに、父母ともに参加できる両親学級等の開催により、安心して出産を迎えられるようにします。また、乳幼児健診や赤ちゃんの全戸訪問等の際は、虐待やDVにつながる予兆や痕跡に注意を払いながら、適切に相談に応じ保健指導を行います。	保健センター
46 女性特有の健康問題への支援 子宮がんや乳がん、老年期の女性に多い骨粗しょう症など、女性特有の疾病の予防、早期発見のための健(検)診を充実します。また、閉経に伴う更年期の健康問題、不定愁訴に関する相談や情報提供により支援を推進します。さらに、地域における健康づくりの体制を整えます。	保健センター 健康増進課

施策17 男女共同参画の視点からの 防犯・防災対策の充実

性別に起因する犯罪は、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害であることから、その根絶に向けた啓発と被害者支援を推進します。また、地域の防災力向上を図るために、防災施策の策定過程及び防災の現場への女性の参画を拡大し男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。

取組項目	担当課
<p>47 性暴力の防止と被害者支援</p> <p>性暴力は人間の尊厳を踏みにじる卑劣な犯罪であるにもかかわらず、被害者に非があるかのような偏見や好奇の目から、事件は潜在化しやすく、多くの被害者がPTSD(心的外傷後ストレス障害)等により後々まで苦しみます。こうした性犯罪の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害にあった場合の相談先や緊急避妊の対応等、被害者の心身のケアに関する情報提供の充実を図ります。</p>	<p>女性センター 保健センター</p>
<p>48 男女共同参画の視点による防災対策の推進</p> <p>災害時の避難所生活では、性犯罪が発生しやすいことや、性別による役割分担による女性への負担が増すことが報告されています。防災体制の整備や災害時の避難所運営にあたっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議の女性委員の割合を増やすとともに、自主防災組織とも連携を図りながら、日頃から災害時における女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人を含む多様な住民のニーズを把握し取組に反映させます。また、災害時における女性センターの役割を周知します。</p>	<p>女性センター 安心安全推進課 高齢者福祉課 障害者福祉課</p>

基本目標Ⅳ

男女共同参画を推進する 体制の充実

施策18 市役所における推進体制の強化

市は男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進することとしているため、市の推進体制の強化に向けて、職員の意識の共有、政策への男女共同参画の視点の反映、方針決定の場への女性の参画推進に取り組めます。

取組項目	担当課
49 職員の男女共同参画推進意識の共有 「鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進員連絡会議」を設置し、各課などの長による庁内推進責任者と責任者から指名された庁内推進員と連携しながら、男女共同参画の推進に向けた意識の共有を図ります。	女性センター 人事課
50 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映 市が行う全ての政策や事業に男女共同参画の視点を取り入れるためのチェックリストを作成するとともに、市民意識調査や市民コメント等を実施し、多様な意見を反映させます。	秘書政策課

取組項目	担当課
<p>51 審議会等への女性登用促進</p> <p>政策や方針決定の場の男女不均衡を是正するために、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の考え方にに基づき、市の審議会等に女性委員のいない審議会を解消します。また、審議会等の委員の割合がどちらか一方の性に偏ることのないよう、担当課への働きかけを行います。</p> <p>52 管理職への女性職員の登用推進</p> <p>入庁時からの研修や多様な職務機会の付与によりキャリアアップに意欲的な女性職員を育成するとともに、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が図れる職場の環境整備を進め、女性管理職の割合を増やします。</p> <p>53 男性職員の育児・介護休業取得の促進など ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>徹底した超過勤務の縮減及び休暇取得の促進を図ります。特に男性職員への育児・介護休業の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりを推進します。</p>	<p>秘書政策課</p> <p>秘書政策課 人事課</p> <p>秘書政策課 人事課</p>

施策19 様々な機関との連携による 推進体制の強化

これまで連携してきた機関との関係を強化しつつ、新たな機関とも積極的に連携を図ります。

取組項目	担当課
<p>54 国・県・近隣自治体との連携の推進</p> <p>男女共同参画を推進するにあたっては、国・県と積極的な連携を進めるとともに、近隣自治体との情報交換を継続します。</p>	女性センター
<p>55 大学・企業との連携の推進</p> <p>協定を締結している地域の大学・企業等との連携を推進し、男女共同参画を推進するための取組の幅と内容を広げます。</p>	女性センター
<p>56 NPOなど、市民活動団体との連携の推進</p> <p>市内で活動するNPOや市民活動団体との連携を進め、男女共同参画推進への理解と取組を広げます。</p>	女性センター

施策20 女性センターを拠点とした 推進体制の強化

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例及び鶴ヶ島市女性センター条例に基づき、女性センターを拠点とし、男女共同参画を推進する体制を強化します。

取組項目	担当課
<p>57 鶴ヶ島市男女共同参画推進条例に基づく取組の強化</p> <p>市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、条例で定めた基本理念、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を常に念頭に入れ、男女共同参画社会の実現に向けた啓発やポジティブ・アクションの推進に取り組めます。</p>	女性センター
<p>58 女性リーダーの掘り起こしとネットワークづくりの支援</p> <p>より多様な市民と連携できるよう、新たな切り口で事業を展開します。また、それらを通じて女性たちをエンパワーし、様々な分野で活動する女性のネットワークづくりを支援します。</p>	女性センター
<p>59 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底</p> <p>平成29年度から平成33年度までの5年間に、本市がめざす「人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまち」の実現に向けて、この第5次プランで掲げた基本目標達成のための取組の進行管理を徹底します。</p>	女性センター

